

令和3年（行ウ）第7号

町議会議員懲罰処分取消等請求事件

原告 土屋 由希子

被告 湯河原町

文書提出命令申立書

2021年6月 日

横浜地方裁判所 第1民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司

同 小 沢 弘 子

同 石 崎 明 人

同 伊 藤 朝日太郎

同 武 井 由 起 子

同 中 村 晋 輔

同 高 橋 由 美

同 馬 込 竜 彦

1 文書の表示

被告が保管する湯河原町議会令和2年第6回定例会会議録第1号（令和2年9月7日付）原本のうち、原告土屋由希子による一般質問の開始から終了までの部分

2 文書の趣旨

上記会議録の該当部分には、
原告があらかじめ通告した（甲2）上で町長に対して行なった、「町税等徴収対策強化特別委員会における滞納者の名簿の共有が行なわれていますが、個人情報保護の観点で、これに関して問題はないとお考えでしょうか」との質問について町長が答弁を拒否したのを承けて、原告が再質問を行ない、議長がこれを制止するまでの経過が、公表用会議録（甲3）とは異なり、「伏せ字」なしに記載されている。

3 文書の所持者

被告（所持の機関は町議会）

4 立証趣旨

原告に対する第一次懲罰（陳謝命令）の理由とされた「秘密会の議事の口外」の具体的内容は、町税等徴収対策強化特別委員会の委員らに全滞納者の名簿（リスト）が配布され、かつそれが回収されていないという事実を指摘したことを指す、という原告主張事実を立証する。

5 文書提出の義務の原因

民事訴訟法220条3号および4号
（理由は別紙のとおり）

（別紙1）

本本文書提出義務が成立する理由

1 民事訴訟法220条3号該当性

（1）民事訴訟法220条3号後段は、文書が「拳証者と文書の所持者との間の法

律関係について作成されたとき」に、文書の所持者には当該文書の提出義務がある旨を規定している。

- (2) 拳証者原告と文書の所持者被告との間には、被告の機関である湯河原町議会が原告に対し陳謝を命ずる懲罰（以下「本件処分」）を議決したという法律関係が存在するところ、本件処分の理由の一部は、本件文書に記録されている、原告の発言の内容である。
- (3) 従って本件文書は、原被告間において民事訴訟法 220 条 3 号後段に該当する文書（法律関係文書）である。

2 民事訴訟法 220 条 4 号該当性

- (1) 民事訴訟法 220 条 4 号は文書提出義務の一般化をはかり、例外となる事由を限定列挙した規定であるところ、同号所定の 5 項目にわたる例外事由のうち（イ・ハ・ニ・ホの 4 項目に該当しないことについては争いがない筈なので）、ロの事由すなわち本件文書が「公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当するか否かという点についてのみ検討を加える。
- (2) 本件文書に対応する公表用会議録（甲 3）においては、令和 2 年 9 月 7 日の定例会における原告および議長の発言のうち「秘密会の議事」に該当するものとされた部分合計 10 箇所が「伏せ字」になっている。
- (3) しかし、被告町議会定例会は公開されており、メディアおよび一般市民の傍聴が保障されているので、その場における発言自体が秘密として扱われることはない。ちなみに傍聴者の記録等に基づいて「伏せ字起こし」をした結果は、

別紙2（伏せ字の内容は各箇所ごとに赤字で記載）のとおりである。

（4）このように、町議会定例会における原告および議長の発言内容はいずれも公知の事実であり、この会議録が裁判所に提出されることによって、あらためて「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる」おそれがあるとは到底考えられない。

従って、本件文書が民事訴訟法220条4号ロの例外事由に該当することはないので、被告には本件文書を裁判所に提出する義務がある。

3 本件文書提出の必要性

原告に対する懲罰の理由となった「秘密会の議事の口外」に該当する具体的事実を特定することが、本件に関する審理の出発点である。この点について原告が、

ウ 原告が「湯河原町の全滞納者の個人情報リストが議員に共有されて回収されていない、これは問題ではないのか」と再質問を行なったのに対し、村瀬公大議長が「『リストが回収されていない』というのは秘密会の内容なので懲罰の対象となる。」と発言した。

と主張している（訴状5頁）のに対し被告は、上記原告主張のうち下線部分の認否を拒否している。よって原告には上記主張事実を立証する必要がある。（別紙2）

本件文書はこの事実を証明する最も適切な客観的資料であるから、原告はその提出を求めてこの申立てに及んだ。 以上

○1番【土屋由希子君】 はい、わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。（2）の町税等徴収対策強化特別委員会のことなんですけども、秘密会であるから大丈夫だというような見解の何か答弁だったような、私は思えるんですけども、●●●●●●●●●●【この町内の全滞

っている。ということは、秘密会に決められている、秘密会のルールが守られていないというふうなことで、懲罰の対象となります。

ただ、1回目というふうなことで、そういったことをいますぐこの場でやるのではなくて、その秘密会の中で行われている●●●●●●【リストの回収】についての文言を、削除して、ここで修正をしていただければ、特段問題なく進めていきたいというふうに考えているので、●●●●●●●●●●●●【そのリストの取り扱い】についてのところは、いまその場で修正をしていただきたいというふうに。秘密会の中身について、あなたはお話になられてしまっているのです。おわかりですか。お願いします。

○1番【土屋由希子君】 わかりました。懲罰になるかどうかは、私もちょっと認識が違うんですけれども、それはまたじゃあ別として、ではその町内の滞納者の個人。

○議長【村瀬公大君】 すいません、よろしいですか。懲罰の対象になるかどうかではなくて、秘密会の中でそのリストを。

○1番【土屋由希子君】 はい、じゃあわかりました。じゃあ、それは。

○議長【村瀬公大君】 すいません。一度座ってもらっていいですか。私にお話をさせていたいただきたい。

秘密会の中で、●●●●●●●●●●●●【そのリストの取り扱い】ということは決めているんだと思います。決めております。

○1番【土屋由希子君】 あっ、わかっています。

○議長【村瀬公大君】 すいません、私がお話してるので、その不規則発言はやめてもらってもいいですか。私がいまお話をさせていただいているんです。

●●●●●●●●●●●●【そのリストの取り扱い】について、いま土屋由希子議員が、この秘密会の中のことであるにも関わらず、この一般質問という場でお話になられてるので、その部分を修正してください。そうすれば、そのあと一般質問について続けていただいても構いませんのでっていうのは、議事運営を預かる私が判

断をさせていただいて、お伝えをさせていただいておりますので、いまその場で●●●●●●●●【リストの取り扱い】について、秘密会の中身について、少しお話させていただいてしまいましたが、そこは修正させてください。削除させていただき、いまその場で言うだけでいいと思います。そのあと続けてください。

どうぞ、土屋由希子議員。